ママかぐや会則

第1章 総則

(名称)

第 1条 この団体は、「ふじ子育て応援団 ママかぐや」という。

(事務所)

第 2条 この団体は、主たる事務局を静岡県富士市今泉3103-3に置く。

(目的)

第 3条 この団体は、「楽しみながら支え合える仲間作り」を目指し、プレママ、現役子育て中のママが地域から孤立せず、子育てに必要な知識を共有し、助け合いながら子育てしていく事をサポートしていくコミュニティを作っていきます。

また、子供を望むべビ待ち女性にも優しい特典を街の協力店に応援をいただきながら提供していくことで、女性に住みよい街づくりを目指していきます。

最終的には富士市の人口増加、街の活性化を目的とする。

(事業の種類)

- 第 4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 子育て世帯に向けた交流の場の提供(定期開催)
 - (2) 子育て世帯に向けたイベントの開催(不定期開催)
 - (3) ママかぐや公式LINE@及び各SNSの配信(不定期配信)
 - (4) 企業様向け、子育て世代へのマーケティング市場提供
 - (5) ママかぐや会員カード協力店事業(妊活応援プロジェクト)

第2章 会員

(種別)

- 第 5条 この団体の会員は、次の2種類とする。
 - (1) ママかぐや会員 この団体の目的に賛同して入会した個人
 - (2) ベビ待ちかぐや会員 この団体の目的に賛同して入会した妊活を行うすべての女性

(入会)

- 第 6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出し承認を得なければならない。
 - 2 代表は、会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第 7条 会員が次の各号いずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
 - (3) 除名されたとき

(退会)

第 8条 会員は代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第 9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局集会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) この定款に違反したとき
 - (2) この団体の名誉をき損し、または目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返環)

第10条 すでに納入した拠出金品は返還しない。

第3章 事務局メンバー

(種別及び定数)

第11条 この団体に、次の事務局員を置く。

(1) 代表 1人

(2)副代表 1人(3)監査 1人

(4) 会計 1人

(5) 書記 1人

- 2 書記は副代表が兼務できるものとする。
- 3 定数は必要に応じて代表が調整できるものとする。

(選任等)

- 第12条 副代表は代表が指名する。
 - 2 監査、会計、書記は代表が選任し、事務局集会において承認を得る。
 - 3 上記5名を事務局メンバーと呼ぶ。

(職務)

- 第13条 代表はこの会を代表し、その業務を総理する。
 - 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 代表は、事務局集会を構成し、この定款の定め及び事務局集会の議決に基づき、この会の業務を執行 する。
 - 4 監査は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 代表の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この会の財産の状況を監査すること
 - (3) 代表の業務執行の状況またはこの会の財産の状況について、代表に意見を述べること

(事務局メンバーの任期等)

- 第14条 代表を除く事務局メンバーの任期は2年とし、代表が別に定める事項に則り再任されることができる。
 - 2 補欠のため、または増員により就任した事務局メンバーの任期は、それぞれの前任者または現任者の 任期の残存期間とする。
 - 3 事務局メンバーは、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第15条 事務局メンバーが欠けた時は、遅滞なくこれを補充するよう努める。

(解任)

- 第16条 事務局メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合には、代表はこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他事務局メンバーとしてふさわしくない行為があったとき
 - 2 前項の規定により事務局メンバーを解任しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 資産と所有権

(構成)

- 第17条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 事業に伴う収益
 - (2) 寄付金品

(管理)

第18条 この団体の資産は代表が管理し、その方法は事務局集会を経て、代表が別に定める。

(所有権)

第19条 この団体の各種ロゴマークの著作権及び「ママかぐや」の名称において活動するあらゆる分野の所有権は発足者である代表(西澤 昇子)に帰属し、他者が無断でこれを使用してはならない。

第5章 会計

(会計の原則)

- 第20条 この団体の会計の計上方法は事務局集会の議決を経て、代表が別に定める。
 - 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第21条 この団体の定款及び活動に際して設ける規約は必要に応じて予告なく追加、改定することができ、 変更しようとするときは、事務局集会に出席した事務局メンバーの半数の議決を経て変更される。

(解散)

- 第22条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 代表の意思表明による事務局集会での議決

(残余財産の帰属)

第23条 この団体が解散したときに残存する財産の帰属は代表が別に定め、事務局集会の議決により選定する。

第7章 雑則

(細則)

第24条 この定款の施行について必要な細則は、事務局集会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

1 この定款は、平成30年3月18日から施行する。